



- ① 原告の事務所は前述のとおり 6 月 26 日横浜弁護士会からファックスで A 氏の当番弁護士の接見依頼の通知を受けた。
- ② 翌 27 日原告は A 氏が午前 9 時頃多摩警察に電話連絡し、地検に押送になっていることを確認した。
- ③ 原告は午前 11 時すぎ、横浜地検川崎支部・川崎区検に A 氏が押送になっていることを確認し、昼前後ごろ川崎簡裁に勾留請求する見込みであることを確認した。
- ④ その後原告は簡裁刑事部に A さんという人が勾留質問に来るのでその前後に接見することを要求した

午前 11 時 40 分頃、原告に簡裁から電話あり、簡裁書記官（青木）は勾留質問で押送された被疑者に対し同裁判所で弁護人に接見させた前例がないようなことを言うので、原告は従前勾留質問や勾留理由開示公判の際、仮監や勾留質問室や調停室で何回も接見していることを説明した。また改めて同書記官に電話をかけて昨年 3 月 9 日の仮監での接見の事例を説明した。原告は青木書記官に対し事務所で待機しているので連絡をするよう求める（事務所から裁判所までは徒歩で 10 分強）。青木書記官はまた連絡するとのことで電話を切った。

- ⑤ 簡裁から電話がないので、原告は午後 1 時半頃簡裁青木書記官に身柄が来ているか電話で尋ね、書類が来ているとの返事を受けた。青木書記官は A 氏との接見について弁選は出ているかと原告に聞くので、原告は取っていないと答えた。青木書記官はまた連絡するとのことだった。

その後青木書記官から原告に電話があり、接見の時間も場所もないので接見させられない旨言ってきた。原告は、接見させないことは許されない旨説得し、青木書記官はまた電話すると言って電話を切った。

- ⑥ その後、簡裁から電話がないので、原告は簡裁に出掛け午後 2 時 40 分頃 4 階の刑事書記官室に到着した。原告は書記官に再度接見を申し入れた。その際青木書記官は 3 人目の勾留質問をやっているようなこともいっていたが、原告は

青木書記官から A 氏の勾留質問はまだ始まっていないことは確認した。検察庁で接見を申し入れないのかとか、場所や時間がないなど理由にならないことをいって接見を拒否しようとするので、検察庁には接見する場所がないことを知っていること、最近の昨年 3 月 9 日をはじめ裁判所では仮監・勾留質問室・調停室を使って何度も接見していること、検察庁と違って裁判所は法律を守るはずであると期待していること、刑訴法 39 条の趣旨、2005 年 4 月 19 日の定者国賠の最高裁判決のことなど引き合いに出して説得した。勾留質問前に接見させるように強く申し入れた。勾留質問の後でもかまわないとも言っていた。

3 時 20 分頃青木書記官から原告に対し接見させないとの最終回答があった。裁判官にも面会させろと要求していたが裁判官も面会しないとの回答だった。抗議しいったん 1 階に降り公衆電話で電話をかけた後、4 階の書記官室に戻り、改めて接見させるよう、事務所で待機するので、連絡するよう申し入れた。青木書記官は勾留質問で出ているとのことだったので他の書記官に言伝した。3 時 30 頃事務所に帰所するため裁判所を出て事務所へ向かった。10 数分で事務所に帰所し待機した。

- ⑦ 午後 5 時 8 分頃青木書記官から事務所で待機していた原告へ電話があった。書記官は原告から「電話をいただいた」などと言っているのので、原告は書記官に対し裁判所で前記のように言伝したことを述べた。書記官によれば勾留質問は終了し、身柄は 5 時少し前に帰ったとのことだった。
- ⑧ 原告は 27 日は刑事事件の会議を原告の事務所で 9 時過ぎまでやっており、A 氏には翌 28 日午前多摩警察署で接見した。

#### 4 本件接見拒否の違法性

(1) 裁判所が接見を拒否したことについて、書記官は理由らしい理由はなにも述べていなかった。当初は場所がない、時間がないなどといっていたが、前例を述べ説得したためか、そのようなことも言わなくなった。

(2) しかし、時間に関しては、被疑者の A 氏が裁判所に押送される前から、検察庁で勾留請求が決定された後、午前 11 時過ぎから裁判所に対し裁判所に A 氏の身柄が来たら接見させるように申し入れており、その後午後 1 時半には少なくとも書類は裁判所に送致されており、原告が同簡裁刑事書記官室に到着した午後 2 時 40 分ころには既に 3 人目の勾留質問が行われており、A 氏の身柄は同簡易裁判所に来ていた。そして A 氏は午後 5 時少し前まで同簡裁に滞在した。原告は A 氏に接見すべく簡裁からの連絡を待つてその間主として同簡裁から徒歩約 10 数分の事務所で待機しており、とりわけ午後 2 時 40 分ころから 3 時 30 分ころまでは簡裁内で待機していた。勾留質問は数名の身柄をそれぞれ短時間取り調べるのであり、A 氏も短時間の勾留質問を受ける時間以外は待機している状態である。従って原告に接見させる時間は十分に存在した。

(3) 場所に関しては、横浜地裁川崎支部・川崎簡易裁判所には同行室の接見室はない。しかし勾留質問の前後や勾留理由開示公判の前など、裁判所は仮監・勾留質問室・簡裁の調停室（窓のない部屋）を使って接見させてきた。原告は今回の接見拒否まで、15 年ほど前に勾留請求却下になった事件の 1 回を除いて、勾留質問や勾留理由開示公判で押送された被疑者に同裁判所において接見を申し入れた際に、拒否されたことはない。最近では 2006 年 3 月 9 日勾留質問前に被疑者に仮監獄で接見した（なお裁判官に面接、勾留請求却下）。従って川崎簡易裁判所にはその部屋等を接見のために用いても、被疑者の逃亡、罪証の隠滅及び戒護上の支障の発生の防止の観点からの問題が生じないことを容易に判断しうる部屋等が明らかに存在している。

最高裁 3 小平成 17 年 4 月 19 日判決の趣旨からもこのような場所が存在する以上、接見させる場所がないとは到底いい得ない。

(4) ほかに川崎簡易裁判所（青木書記官）の述べた接見拒否の理由はなかった。本件接見拒否は弁護人になろうとする者である原告の被疑者 A 氏との接見を正当な理由なく拒否したものであり、被疑者・弁護人の弁護人依頼権・弁護権を侵害し、

弁護人・弁護人となろうとする者と被疑者との接見交通権を認めた刑事訴訟法39条1項に明らかに違反する違法な接見妨害である。

本件接見拒否はA氏の勾留裁判官だった山本有之助川崎簡易裁判所裁判官の指示によるものである。

## 5 原告の損害

原告に対するこの違法な接見拒否は少なくとも、6月27日書類は送致されていることを原告が確認し、A氏の身柄も川崎簡易裁判所に押送されていたと推定される午後1時30分から身柄が川崎簡易裁判所を出る午後5時ころまでの間は続いた。上記のようにその間事務所や川崎簡易裁判所内で待機していた原告は精神的・経済的損害を被り、その損害は金銭に換算すれば100万円をくだらない。

原告は訴訟代理人らと請求認容額の2割の報酬金契約を締結した。

そこで原告は被告に対し、国家賠償法1条1項により、請求の趣旨記載のとおり  
の金員の支払いを求めて本訴に及ぶ。

## 証 拠 方 法

追って口頭弁論において提出する。

## 付 属 書 類

1 訴訟委任状 1通

2007年10月31日

原告訴訟代理人

弁 護 士 遠 藤 憲 一

東京地方裁判所 御中

当 事 者 目 録

〒210-0023 川崎市川崎区小川町15-7-404

原 告 小 川 光 郎

(送達場所)

〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-13 シャトレ赤坂5階

T E L 03-3585-2331

F A X 03-3585-2330

原告訴訟代理人

弁 護 士 遠 藤 憲 一

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-1-5市谷法曹ビル304

同 梶 山 公 勇

〒107-0061 東京都港区北青山2-12-13青山KYビル3階

同 福 山 洋 子

〒104-0061 東京都中央区銀座6-9-7近畿建物銀座ビル7階

同 左 近 允 寛 久

〒231-0013 横浜市中区住吉町1-2スカーフ会館9階

同 金 谷 達 成

〒604-0872 京都市中京区東洞院竹屋町下ル三本木5-470竹屋町法曹ビル

同 若 松 芳 也

〒104-0061 東京都中央区銀座5-15-18銀座東新ビル4階

同 幣 原 廣

〒461-0011 名古屋市東区白壁1-61

同 藏 富 恒 彦

〒730-0016 広島市中区鞆町3-57中特ビル4階

同 今 枝 仁

〒892-0816 鹿児島市山下町12-4

同	東	條	雅	人
〒980-0804 仙台市青葉区大町 2-3-11 仙台大町レイトンビル 8 階				
同	崔		信	義
〒461-0017 名古屋市東区東外堀町 3 三章ビル 3 階 306				
同	浅	井		正
〒670-0949 姫路市三左衛門堀東の町 115-2				
同	赤	松	範	夫
〒160-0008 東京都新宿区三栄町 8 三栄ビル 3 階				
同	内	田	雅	敏
〒104-0061 東京都中央区銀座 4-9-6 三原橋ビル 7 階				
同	大	熊	裕	起
〒892-0816 鹿児島市山下町 12-4				
同	内	山	和	哉
〒060-0042 札幌市中央区大通西 13 丁目 4 ジェネシスビル 6 階				
同	中	村	憲	昭
〒730-0012 広島市中区上八丁堀 8-8 第一ウエノヤビル 5 階				
同	中	田		大
〒892-0816 鹿児島市山下町 16-3 有満ビル 2 階				
同	三	窪	洋	三
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1				

被 告 国

上記代表者法務大臣 鳩 山 邦 夫